

平成30年7月13日

報道機関 各位

伊達市財務部財政課

建築物の既設の塀の安全対策に係る今後の対応について

平成30年6月18日に発生した大阪府北部地震による高槻市立寿永小学校の現行建築基準法違反（既存不適格）ブロック塀の倒壊女児死亡事故を受け、学校施設をはじめ各公共施設において、安全点検を実施しましたところ、18施設において存在することが判明しました。既存不適格ブロック塀については、すべて撤去をします。

記

1 建築物の既設の塀の状況

- (1)調査期間 教育施設 (H30. 6. 20～22)
公共施設 (H30. 7. 2～10)

(2)調査結果

既存不適格ブロック塀が存在する施設 18施設/1,205施設

小学校	中学校	保育園・幼稚園・ 認定こども園	公共施設
8校 / 16校	0校 / 6校	0園 / 10園	10施設 / 1,173施設

※現在も調査継続中であるため、今後増える場合があります。

教育施設 伊達小学校、伊達東小学校、栗野小学校、大田小学校、上保原小学校、柱沢小学校、掛田小学校、月舘小学校

公共施設 旧熊倉家住宅、霊山支団消防屯所4-1(掛田金子町)、下割田会館跡地、旧富成季節保育所園舎、元陣内貸付地、小梁川集会所、正監・前原・南原集会所、長岡町内会貸付地(山車格納庫)、東運動場(伏黒)、柱沢小旧校長住宅

2 建築物の既設の塀の安全対策に係る今後の対応

○ブロック塀の撤去・復旧の方針

- ・既存不適格ブロック塀については、すべて撤去をします。
- ・施設の構造や維持管理運営上、塀が必要と判断される場合は、基準を満たす塀等の再設置をします。
- ・来週以降、準備の整ったところから順次対応していきます。

問い合わせ先

教育施設 伊達市 教育委員会 教育部 教育総務課 TEL 024-577-3245

公共施設 伊達市 財務部 財政課 TEL 024-575-1189